令和6年10月分(12月支給分)から

児童手当の制度が一部変更になります

支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

必ず裏面のフローを確認し、申請が必要な場合は申請書等の提出をお願いします。

【改正内容】

	改正前	改正後
支給対象	<u>15歳</u> まで(平成21年4月2日以降生まれ) の児童	18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ) の児童
所得制限	<u>あり</u>	<u>なし</u>
手当月額	・3歳未満一律:15,000円 ・3歳~小学校終了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ・中学生一律:10,000円 ・所得制限以上一律:5,000円 (特例給付)	・3歳未満 第1子、第2子:15,000円 <u>第3子以降:30,000円</u> ・3歳~18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子:10,000円 <u>第3子以降:30,000円</u>
第3子の カウント	18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ) の児童を含める	<u>22歳</u> まで(平成14年4月2日以降生まれ) の子を含める
支払期月	<u>年3回(2月、6月、10月)</u> (前月までの4ヶ月分を支払)	<u>年6回(偶数月)</u> (前月までの2ヶ月分を支払)

※12 月支給分より、児童手当の支給月に送付していた支払通知書を廃止します

【大学生年代のお子さんがいる方へ】

「大学生年代」の子の生活費等の経済的負担をしている場合で、0歳から「大学生年代」の子を含めてカウントすると子の人数が3人以上となる場合には、『<u>監護相当・生計費の負担についての確認書**1</u>』を提出することで、多子加算の増額が適用されます。

※1『**監護相当·生計費の負担についての確認書**』・・・提出の必要がある方は、本庁又は各支所の窓口でお申し出く ださい

※「大学生年代」…平成 14年4月2日~平成18年4月1日生まれの子

〔お問い合わせ〕 長門市役所 子育て支援課 TEL:(0837)23-1187